

船舶事故調査報告書

令和5年4月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年1月27日 14時00分ごろ
発生場所	山口県 ^{ほうふ} 防府市野島南南西方沖 周防野島灯台から真方位207° 1,110m付近 (概位 北緯33° 55.7′ 東経131° 41.4′)
事故の概要	漁船 ^{かいほう} 海宝丸は、南南東進中、また、プレジャーボート ^{ベアレント チャイルド} Parent childは、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年2月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 海宝丸、4.8トン YG3-48981、個人所有 B プレジャーボート Parent child、1.7トン 273-12926山口、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷等 B 右舷船首部外板に破口等、操舵室窓に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、野島南方2～3海里付近の漁場で底引き網漁を行う目的で、野島西方沖を約7～8ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で自動操舵により南南東進していた。 船長Aは、操業の準備をする目的で、操舵室から後部甲板に移動し、立った姿勢で漁網をドラムから繰り出して広げ、漁網の点検を行っていたところ、漁網が破れていることに気付き、周囲を見回して付近に船舶が見当たらなかったため、減速して漁網の修理を行うことにした。 船長Aは、約3knの速力とした後、後部甲板で、左舷方を向いて座り、漁網の修理を行っていたところ衝撃を感じ、船首方至近にB船を認め、A船とB船とが衝突したことに気付いた。 船長Aは、本事故当時、付近に他船が見当たらず、A船が減速したので、漁網の修理に要する30分程度であれば他船と出会うことはないと思っていた。 船長Aは、漁網の修理開始後約40分が経過し、A船がB船に衝突した際、漁網の修理が完了していなかった。

	<p>船長Aは、本事故発生前、潮の流れが変わると魚が獲れなくなるので、潮の流れが変わる前に漁場に到着したいと思い、航行中に漁具の点検を行っていたが、本事故発生後、出航前に漁具の点検を行うようにした。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を南西方に向け、釣りをを行いながら錨泊していた。</p> <p>船長Bは、時々周囲を見回して釣りを行っていたところ、北北西方約800mのところにB船に向けて航行するA船を認め、ふだんB船が錨泊している際、航行する他船が約200～400mに接近してから減速したり、針路を変えたりしてB船を避けていたので、いずれA船もB船を避けてくれると思い、釣りをいながら錨泊を続けた。</p> <p>船長Bは、A船が約200mまで接近しても針路及び速力を変える様子がなかったので危険を感じ、錨索を弛めて大声で叫んだものの、他にどうすることもできず、B船の右舷船首部とA船の船首部とが衝突するのを認めた。</p> <p>船長Bは、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、自動操舵により南南東進中、船長Aが、目視で前路に他船を認めず、減速すれば30分程度は他船と出会うことがないと思い、約3knの速力として後部甲板で漁網の修理を始め、約40分間同じ針路で航行を続けたことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を南西方に向けて錨泊中、船長Bが、接近するA船を認めたものの、航行中のA船がB船を避けてくれると思い、釣りをいながら錨泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が自動操舵により南南東進中、B船が船首を南西方に向けて錨泊中、船長Aが、減速すれば30分程度は他船と出会うことがないと思い、後部甲板で漁網の修理を行いながら同じ針路で航行を続け、また、船長Bが、A船を認めた後、航行中のA船がB船を避けてくれると思い、釣りをいながら錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、他の作業を行うことなく、常時、周囲の見張りを行うこと。 ・船長は、錨泊中、接近する他船を認めた場合、他船が自船を避けてくれることを期待せず、有効な音響による信号による注意喚起を行うとともに、余裕のある時機に衝突を避けるための措置を講じること。